

## E T C 2 . 0 車載器購入促進助成金交付要綱

(公社)大分県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、大分県トラック協会（以下「県ト協」という。）が行うE T C 2 . 0 装置装着に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(対象事業及び対象者)

第2条 助成の対象は、大分県内に登録している営業用貨物自動車で、原則として車載器をあらたに購入し、装着からセットアップを行う会員事業所に対し支出する。

(助成額)

第3条 前条の助成金の交付額は、車両1台当たり2,000円を助成する。  
事業所あたりの装着数の限度は、前年度3月末現在会員名簿の車両台数（被牽引車を除く）の30%以内（小数点以下切り上げ）とする。  
但し、協会は会員事業者の交付申請が正常なものでないことが判明した場合、助成金の返納を求めるものとする。なお、助成金の交付は四半期ごとに行うこととし、3月に申請した一部のものについては、その習月の4月に支給することがある。

(申請手続)

第4条 会員事業者は、当該年度4月以降実施したものを、原則月ごとに協会の申請様式に洩れなく記入のうえ、セットアップ証明書(写)、車検証(写)、請求書(写)、領収書(写)コーポレートカード(写)を添付して協会長宛に申請することとする。申請は、受付期間中においても当年度の予算に達した場合は、申請受付を終了することもある。

(実施期間)

第5条 当該年度4月から3月15日までとする。

(財産処分の制限)

第6条 会員は、交付対象となった装置が2年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。  
但し、あらかじめ県ト協会長の承認を得た場合はこの限りではない。

(雑則)

第7条 本要綱に定めのない事項が発生した場合は、交通・環境対策委員会において協議するものとする。

(附則)

この要綱は平成28年4月1日から適用する。

平成29年4月1日一部改正

平成30年4月1日字句訂正

令和3年4月1日一部改正